

第 55 回千代田区議会政務活動費交付額等審査会

令和元年 9 月 10 日(火)
午前 10 時 00 分～
8 階第 4 委員会室

1 開 会

2 議 題

- (1) 政務活動費の交付額について（諮問）
- (2) 平成 30 年度収支報告について
- (3) 令和元年 5 月 16 日判決「政務調査研究費返還請求事件」の概要について
- (4) その他

3 閉 会

今後のスケジュール（案）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成28年度		○		○				○		○	○	
'28/2/23諮問		5/12		7/8			10/28		12/27	2/10		
		・ 政務活動費		・ 会派別支出状況（26年度まで） ・ 会派別各費目支出構成			・ 会派別支出状況27年度 ・ 会派意見聴取		・ 各区使途基準交付額等 ・ 会派意見聴取		・ 論点整理 ・ 各派意見聴取	
平成29年度	○	○		○		○		○		○		
	4/11	5/16		7/4答申		9/5		11/2		1/16		
	・ 論点整理 ・ 全会派意見聴取	・ 論点整理		・ 答申		・ ガイドライン等		・ 28年度収支報告 ・ 使途基準		・ 29年度収支報告		
平成30年度	○			○		○			○			
	4/16			7/17		9/10			12/11			
	・ 条例見直し			・ 29年度収支報告		・ 29年度収支報告意見申述			・ 各会派意見			
令和元年度	○			⊖		○		○			○	
	4/16			7/16		9/10		11月頃			2月頃	
				← 諮問		・ 諮問		・ 各会派意見			・ 論点整理	
				← 30年度収支報告		・ 30年度収支報告					・ 31年度上半期収支報告	
令和2年度	○	○		○				○				
	4月頃	5月頃		7月頃答申				11月頃				
	・ 論点整理	・ 論点整理		・ 31年度収支報告				・ 32年度上半期収支報告				



31千議会発第85号
令和元年7月16日

千代田区議会政務活動費交付額等審査会殿

千代田区議会議長 小林 たかや



千代田区議会政務活動費の交付額について（諮問）

千代田区議会政務活動費交付額等審査会に関する規程第3条の規定に基づき、下記について諮問いたします。

記

1 千代田区議会政務活動費の交付額について

資料集

ページ

- ・平成29年7月4日付答申（前回答申）資料1 1
- ・23区議会「政務活動費」交付額一覧 資料2 7
- ・千代田区特別職報酬等審議会（答申）資料3 9
- ・会計整理票 資料4 15
- ・平成29、30年度政務活動費収支報告書総括表 資料5 .. 17
- ・千代田区議会 会派構成 資料6 21

平成29年 7月 4日

千代田区議会議長
松本 佳子 様

千代田区議会政務活動費交付額等審査会
会長 民谷 嘉輝

千代田区議会政務活動費の交付額について (答申)

平成28年2月23日付27千区議会発第230号により当審査会に諮問のあった標記の件について、別紙のとおり答申します。

千代田区議会政務活動費交付額等審査会

会 長	民谷	嘉輝
副会長	廣瀬	克哉
委 員	本多	教義
委 員	竹内	省介
委 員	上村	友子

答 申

本審査会は、平成28年2月23日、千代田区議会政務活動費交付額等審査会に関する規程第3条の規定に基づき、千代田区議会議長から「千代田区議会政務活動費の交付額について」諮問を受けた。

限られた日程の中、都合9回にわたり精力的に審査会を開き、当該制度導入（平成25年3月1日「千代田区議会政務調査研究費の交付に関する条例（平成13年条例第1号）」を廃止し、「千代田区議会政務活動費の交付に関する条例（平成25年条例第2号）」を施行）以降の社会経済情勢の変化及び他自治体における動向とともに、昨年3月の東京地方裁判所の政務調査研究費に関する住民訴訟判決及び本年4月の住民訴訟判決における裁判所の判断をも参考に、広範かつ慎重に審査を行った。

なお、交付額に密接に関連する「政務活動費を充てることができる経費の範囲」（使途基準）の審査も必要なことから、各会派の支出の中から占める割合の高い費目を中心に審査したところである。

この結果、当審査会は次のとおり答申する。

1 答 申

(1) 政務活動費の交付額について

月額一議員150,000円を据え置くべきである。

(2) 「政務活動費を充てることができる経費の範囲」（使途基準）の見直しについて

- ① 「人件費」については、使途禁止事項の「日常的な事務員の雇用」の禁止を解除すべきである。また、「事務員」を「調査研究等政務活動を補助する職員」に改めるべきである。

なお、「課題別経費」に計上するなど従前から認められている政務活動補助に限定した臨時雇用を除き、一定期間継続して雇用する場合は、按分比として2分の1を上限とし設定すべきである。

- ② 「会議費」については、原則として飲食を伴うものは廃止すべきである。

③「通信費」のうち、換金可能な郵券の多額の購入は禁止すべきである。

④「交通費」のうち、鉄道の回数券やタクシー利用にあたっては、乗降地等の記録の管理を厳格化すべきである。また、タクシー利用の場合は、他の公共交通機関を利用しなかった理由を明確にすべきである。

2 理由

(1) 政務活動費の交付額について

交付額決定にあたっては、政務活動費制度導入時からの支出実績や他の自治体の状況を基本に、この制度趣旨を踏まえ総合的に判断することが適切である。

政務活動費導入後の過去4年間の実績では、全交付額に対する全支出額の割合は、約94%、約90%、約80%、約75%と逡減傾向で推移している。しかし、会派によっては、年度によって収支に変動があることや自らの方針として政務活動費により支出可能な経費も私費で支出しているケースもある。また、政務活動費については、政務活動にかかわる必要な経費の一部について、一定の上限を設け支弁するものであり、この上限に達しない場合は残額を返還することとなっているため、交付額はあくまで上限を示すものであり、決算ベースでの支出額が減額したことを捉え、直ちに政務活動費を一律減額すべきとは必ずしも言えない。

また、23区の政務活動費の交付状況をみると、区の規模に違いがあるため一概に言えないが、23区平均で一議員月165,435円であり、現状では千代田区議会は平均を下回っている。

更に、人件費の使途範囲に一定期間継続して雇用することを認めるとなると、少なくとも当面現行の交付額水準を維持し、現行で対応出来るか、その検証が必要であり据え置くこととする。今後、この点について検証を行っていくことを申し添える。

(2) 使途基準の見直しの理由について

①「人件費」については、「日常的な事務員の雇用」が禁止されているところであるが、ここでいう「事務員」では使途目的が明確とならないことから、「調査研究等政務活動を補助する職員」と改めることが制度趣旨に合致する。

また、現行では、一時サポートするスタッフをその都度雇用することは認められている一方で、昨今の人手不足の現状では、都度採用では安定的な人材の確保は困難である。

なお、議員には、政務活動のほか政党活動、選挙活動、後援会活動、私的な活動等があり、その中から政務活動のみを切り分け雇用することも非効率であり、現実的ではないことから、一定期間継続して雇用する場合は按分を前提に見直す必要がある。

更に、他の自治体では、通年での雇用が認められる実例も多数あることから、一定期間継続して雇用する「調査研究等政務活動を補助する職員」を認めない理由はない。

②「会議費」については、訴訟判決では一定基準のもと認められているが、現状において全国の「政務活動費」を取り巻く状況のなか、区民感情から言って公金に由来する政務活動費での飲食を認めることは疑う余地もなく否定的であり、同じ会合に自費参加する方々との均衡の面からも改める必要がある。

また、首長や議長に認められる「交際費」とは「政務活動費」は同一のものではない。

更に、会派からの意見聴取により、その必要性の是非に賛否が分かれた使途基準であることから廃止し、「人件費」の適用拡充によるマンパワー活用によって広聴や外部折衝の対応機能の充実を図る方がより制度趣旨に合致する。

なお、会場を借り上げた議員主催の会合や事務所に代わる場所や会場での茶菓程度の経費まで禁止するものではないことを申し添える。

③「通信費」の郵券の多額の購入については、昨今の政務活動費に関する他自治体の事件や訴訟の状況から、購入後の換金などの疑いをもたれるおそれもあり、「李下に冠を正さず」の故事にもあるように使途目的を限定できる料金別納制度など合理的な方法があるものは、その方法を採用すべきである。

なお、少額の郵送用郵券等のストックまで禁止するものではないことを申し添える。

④「交通費」の鉄道の回数券やタクシー利用にあたっては、郵券と同様、自己申告を含め使途目的を確認できる方策を厳格化しないと、合理性を判断できない。

3 今後の検討課題とすべき事項

審査の過程で出された委員意見について、以下に記述する。

(1) 議員には、政務活動のほか政党活動、選挙活動、後援会活動、私的な活動があり、使途によって按分で調整することが合理的である。

(2) 「課題別経費」の活用をしやすくするなど既存の申し合わせ事項・注意事項を含め使途基準を再度点検する必要がある。また、政務活動費に関する先進事例を研究し、政務活動費の使途等について明文化したガイドライン等を作成し、それを遵守していくことが必要である。

(3) 現行の政務活動費は、会計年度終了時点で清算が必要とされている地方自治法施行令162条に基づく「先払い方式(概算払い方式)」を採っている。一方、「後払い方式(清算払い方式)」は、公金を原資とする現金の保管や清算後の残額返還など会派や区議会事務局において煩雑な事務を伴わない方式であることから、交付の方法について十分に検討すべきである。

ただし、この方式に変更する際には、随時分散的に発生する清算払いの処理ごとに使途や金額の適正さをチェックすることが必要になることから、会派及び区議会事務局のチェック体制のより一層の充実が前提となることを申し添える。

(4) 政務活動費については、今後とも議員に期待される活動と、そのために負担すべきコストを十分に確認しながら適宜交付額を見直していくことが必要である。

今後とも、諸事情の変化に伴う政務活動費の見直しについては、区議会の自主的な判断により、より情勢に適応したものとなることを期待するものである。

以上

23区議会「政務活動費」交付額一覧

平成28年12月から
単位：円

区名	月額(議員1人あたり)	年額(議員1人あたり)
千代田	150,000	1,800,000
中央	130,000	1,560,000
港	150,000	1,800,000
新宿	150,000	1,800,000
文京	140,000	1,680,000
台東	125,000	1,500,000
北	150,000	1,800,000
荒川	80,000	960,000
品川	190,000	2,280,000
目黒	140,000	1,680,000
大田	230,000	2,760,000
世田谷	240,000	2,880,000
渋谷	200,000	2,400,000
中野	150,000	1,800,000
杉並	160,000	1,920,000
豊島	150,000	1,800,000
板橋	180,000	2,160,000
練馬	210,000	2,520,000
墨田	140,000	1,680,000
江東	200,000	2,400,000
足立	160,000	1,920,000
葛飾	180,000	2,160,000
江戸川	200,000	2,400,000
23区平均	165,435	
最高 世田谷	240,000	
最低 荒川	80,000	

〈参考事例〉

国会議員	650,000	7,800,000
都議会議員	600,000	7,200,000



平成 30 年 10 月 23 日

千代田区長
石川 雅己 殿

千代田区特別職報酬等審議会
会長 上村 協子

千代田区議会議員の議員報酬及び期末手当の額の定め方並びに千代田区長、副区長及び教育長の給料等の額の定め方並びに千代田区議会議員の議員報酬及び期末手当の額の適否並びに千代田区長、副区長及び教育長の給料等の額の適否について (答申)

平成 30 年 6 月 11 日付 30 千政総務発第 53 号により本審議会に諮問のあった標記の件について、別紙のとおり答申します。

千代田区特別職報酬等審議会

会 長	上 村 協 子
会長職務代理	朝 日 ち さ と
委 員	石 渡 し ん こ う
委 員	及 川 浩 二 朗
委 員	笠 井 清 純
委 員	小 林 久 子
委 員	須 永 明 美
委 員	番 敦 子
委 員	廣 瀬 元 夫
委 員	古 川 紀 子
委 員	吉 田 茂

答 申

1 はじめに

本審議会は、平成30年6月11日に千代田区特別職報酬等審議会条例第2条の規定に基づき、千代田区長から「千代田区議会議員の議員報酬及び期末手当の額の定め方並びに千代田区長、副区長及び教育長の給料等の額の定め方について」及び「千代田区議会議員の議員報酬及び期末手当の額の適否並びに千代田区長、副区長及び教育長の給料等の額の適否について」諮問を受けた。

この諮問を受けて、当審議会はこれまで5回にわたり精力的に会議を開き、前回（平成24年10月24日答申）改定以降の社会経済情勢の変化及び国・都・他区の動向などについて、慎重に審議を行った結果次のとおり答申する。

2 審議結果（結論）

（1）報酬等の額の定め方について

報酬等の額の定め方については、平成27年12月24日答申において、職務と責任という視点から部長職を「100」という指数で表し、各特別職の職務と責任に応じて額を定めるという考え方が示された。しかし、答申の適用には至らなかったことから、当審議会では改めて報酬等の額の定め方について審議を行った。

前回答申で示された一般職の最高位である部長職を「100」として各特別職の報酬等を定める考え方は、シンプルであり区民にも分かりやすく、当審議会でもその考え方を活用できないか、さらに検討を進めるという案も出された。

しかし、前回答申の適用が見送られたことにより、特別職の報酬等の改定が5年間行われていない状況を踏まえ、当審議会では前回答申を尊重しつつ、社会経済情勢や他区の動向を特に勘案して報酬等の額を定めることとした。

（2）報酬等の額の適否について

①区長等の報酬等月額について

前回改定以降の社会経済情勢などについて、特別区人事委員会給与勧告率を一例として挙げると、平成25年は月例給△0.14%、平成26年は0.20%、平成27年は0.35%、平成28年は0.15%、平成29年は0.13%と増額傾向の勧告が行われ

ている。その他の参考指標として、東京都区部消費者物価指数や東京都名目賃金指数（現金給与総額）においても、平成25～29年の5年間で上昇傾向がみられたことから、区長、副区長の給料月額並びに議員の報酬月額について、当審議会では以下のような結論に達した。

平成25～29年の5年間の特別区人事委員会の給与勧告率を参考とし、現行の報酬等の額に加算する。なお、計算の方法については、5年間の勧告率を通算して一括で加算するのではなく、平成25～29年の人事委員会勧告率を、それぞれの年度ごとに加算し、特別職の報酬等の額に反映させるものとする。

②新教育長の給料月額について

教育長については、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）」の改正により、平成27年4月1日から新たに教育長となる者から特別職と位置づけられ、法改正以前における、教育委員会事務局を統括する「教育長」と、教育委員会を代表する「教育委員長」の双方の役割を担うこととなり、これまでよりもその責任が重くなっている。その役割と職責の重要性が増していること及び他区の改定状況などを鑑み、新教育長の給料月額については、人事委員会勧告率を加算するだけでなく、役割及び責任が増している分について、その職責を全うすることを期待するという意味も込めて報酬を増額するべきとの議論となった。

そこで、当審議会では前回答申で示された部長職を100とした場合の各特別職の指数値に注目し、新教育長制度を踏まえて議論されたこの指数を参考として活用することで意見が一致した。前回答申では、退職手当を含み年収を指数で表すと区長「200」に対し教育長は「125」と示されている。これを退職手当を除き、区長を「100」とした場合に換算すると、教育長は「70.75」となる。この指数値を参考として、区長の報酬月額に対し、「70.75」をあてはめた額を新教育長の報酬月額とすることが妥当との結論に達した。

区長等の報酬等月額と同様に平成25～29年人事委員会勧告率を加算するとともに、区長「100」に対し教育長「70.75」となるよう調整する。

③区長、副区長及び教育長の期末手当について

区長等の期末手当については、景気は緩やかな回復基調にあり、平成25年以降の人事委員会勧告では据え置き又は引き上げとされていることから区長、副区長及び教育長については給料月額と同じく、平成25～29年の特別区人事委員会の勧告率を、現行の期末手当支給基準率に加算することとする。

④議員の期末手当について

議員の期末手当については、支給基準率が区長等特別職は現行、3.25であるのに対し、議員は3.65と0.4の差が生じている。これは過去の期末手当の削減経緯が区長等特別職と議員で異なっていることによるものであるが、区民にとって分かりやすく示すためにも、区長等と議員で期末手当支給基準率を揃える方が望ましいとの意見で一致した。人事委員会勧告率を参考とした場合、区長等特別職の期末手当が平成20年度の期末手当の支給率（3.80）と同等まで回復しており、平成20年度当時は区長等特別職と議員の期末手当支給基準率は同率であったことから、議員の期末手当支給基準率を区長等に合わせることにする。

【改定額】

ア 報酬等月額

	改定後	現行	引き上げ額
区長	1,286,000円	1,280,000円	6,000円
副区長	1,027,000円	1,022,000円	5,000円
教育長	909,000円	895,000円	14,000円
議長	925,000円	921,000円	4,000円
副議長	809,000円	806,000円	3,000円
委員長	680,000円	677,000円	3,000円
副委員長	649,000円	647,000円	2,000円
議員	618,000円	616,000円	2,000円

イ 期末手当

	改定後	現行	引き上げ率
区長、副区長及び教育長	3.80	3.25	0.55
議員及び役職にある議員	3.80	3.65	0.15

⑤退職手当について

現行の区長の退職手当は23区の他区と比較して上位にある。一方、副区長、教育長の現行の退職手当はそれぞれ他区と比較して中位に位置している。本区は平成29年4月に人口が6万人を超えるなど、行政需要は年々高まっていると考えられ、特別職の職責はより一層重くなっていることを鑑みると、当面は現状のまま据え置くことが妥当との結論に至った。

3 今後の課題（審議の過程で出された意見）

退職手当について、今後の社会経済情勢や他区の状況、一般職員の退職手当の状況などを総合的に踏まえ、適正な額について研究を続ける必要がある。

また、平成30年特別区人事委員会の給与勧告の状況を踏まえ、次期審議会は平成31年度の実施を検討する必要がある。

以上

千代田区議会政務活動費 会計整理票

整理番号 _____

会派名					議員名				
支出日	平成	年	月	日	※当該月への記帳漏れ の場合、記帳日記入	平成	年	月	日
費目	※該当する番号に○をつけること。								
1	人件費	2	会議費	3	視察・研修費	支出額			
4	通信費	5	交通費	6	印刷費				
7	消耗品費	8	備品費	9	図書・資料費				
10	レンタル・リース費	11		12	他の項目に属さない経費				

※政務活動以外の議員活動が混在する場合：領収書の金額 × _____ % = 上記支出額

支出内容

明細は領収書等のとおり

明細は下記④のとおり

補足説明

① 会議費について

《会議内容》 ※□にチェック、必要事項記入

<input type="checkbox"/> ①区政相談	<input type="checkbox"/> ②地域情報交換
<input type="checkbox"/> ③政策会議・打合せ	
<input type="checkbox"/> ④その他 (_____)	

《参加人数》 _____ 人

② 視察・研修費について

※□にチェック、必要事項記入

《内容・参加者の状況》 _____

添付資料のとおり

④ 明細添付のない場合

品名	数量	単価	計
消費税			
合計			

③ 交通費について

※□にチェック、必要事項記入

《目的》

<input type="checkbox"/> ①打合せ	<input type="checkbox"/> ②情報収集
<input type="checkbox"/> ③相談業務	<input type="checkbox"/> ④各種会議出席
<input type="checkbox"/> ⑤その他 (_____)	

《交通機関》 → JR・私鉄・地下鉄・バス・タクシー

※利用機関に○印を

《乗降場所》 _____ → _____

《タクシー利用の場合の必要性》

<input type="checkbox"/> ①会議・用件等が重複	<input type="checkbox"/> ②急を要する(時間的制約)	<input type="checkbox"/> ③資料等運搬
<input type="checkbox"/> ④他交通機関の利用困難	<input type="checkbox"/> ⑤他交通機関乗継より経済的	<input type="checkbox"/> ⑥2人以上の移動で経済的
<input type="checkbox"/> ⑦不案内な地域での移動	<input type="checkbox"/> ⑧身体的支障(病気・ケガ)	<input type="checkbox"/> ⑨悪天候
<input type="checkbox"/> ⑩その他 (_____)		

領収書等貼付欄
又は
領収書のない理由

交通費をスイカ等で支払ったため、「使用履歴」及び「スイカ・回数券等利用簿」を添付。

※可能な限り、レシートや明細書を添付すること。

- 注 1 領収書等の重ね張りや折っての貼付はしないこと。
- 注 2 領収書等が枠からはみ出す場合、別紙に貼付し、左上ホッチキス止めすること。
- 注 3 印刷完成品・資料等を添付する場合、A3版等のものは「片袖折り(Z折り)」のうえ、A4版に合わせ、左上ホッチキス止めすること。

平成29年度 政務活動費収支報告書総括表【確定】

会派名	交付額(A) ※予算	実交付額 (a)	支 出 額												予算執行 額 (b)	実交付額の 戻入額 (C)=(a)-(b)	交付額(予算)に對 する執行率(D) (D)=(b)/(A)
			人件費	会議費	視察研修費	通信費	交通費	印刷費	消耗品費	備品費	図書資料費	レンタル リース費	課題別経費	他の項目に属 さない雑費			
自由民主党議員団	18,450,000	18,450,000	0	1,153,936	391,840	4,404,498	655,600	6,819,422	972,294	0	239,779	296,340	0	874,911	15,808,620	2,641,380	85.7%
自由民主党 新しい千代田	7,200,000	7,200,000	0	0	0	343,291	0	33,437	2,226	0	0	0	5,506,869	1,338,444	7,224,267	0	100.0%
日本共産党区議団 ※預金利息を含む。	5,400,000	5,400,000	55,370	2,500	92,500	267,422	0	2,556,619	122,078	0	263,950	266,976	0	737,720	4,365,135	1,034,870 +預金利息5	80.8%
千代田を紡ぐ会・民進	3,600,000	3,600,000	566,200	0	185,579	1,089,908	18,612	822,335	60,301	0	104,644	0	0	721,379	3,568,958	31,042	99.1%
公明党議員団 ※	3,600,000	900,000	0	0	54,433	322,978	59,814	255,831	92,907	84,403	61,806	0	0	0	932,172	0	25.9%
ちよだの声	3,150,000	3,150,000	951,000	4,000	298,809	726,880	0	613,370	271,810	0	3,720	0	0	119,313	2,988,902	161,098	94.9%
民進・クリーン千代田	3,300,000	3,300,000	43,960	0	70,870	161,061	0	5,698	8,812	0	12,950	0	0	0	303,351	2,996,649	9.2%
千代田至誠会 ※申請なし	300,000	0													0	0	0.0%
合計	45,000,000	42,000,000	1,616,530	1,160,436	1,094,031	7,316,038	734,026	11,106,712	1,530,428	84,403	686,849	563,316	5,506,869	3,791,767	35,167,133	6,865,044	78.1%

※公明党議員団…第1四半期のみ交付申請、第2四半期以降は申請なし。

※千代田至誠会…平成30年1月23日付で結成、交付申請なし。

【実交付額欄】会派からの申請により交付した額 【執行率(D)】予算上の交付額(A)と執行額(b)で算出

平成30年度 政務活動費収支報告書総括表【確定】

会派名	交付額(A) ※予算	実交付額 (a)	支出額													予算執行額 (b)	実交付額の 戻入額 (C)=(a)-(b)	交付額(予算)に対 する執行率(D) (D)=(b)/(A)
			人件費	会議費	租税研修費	通信費	交通費	印刷費	消耗品費	備品費	図書資料費	レンタル・ リース費	課題別経費	他の項目に属 さない経費	計(B)			
自由民主党議員団	19,800,000	19,800,000	0	121,170	545,412	5,177,134	519,470	9,187,059	614,519	0	368,993	285,120	0	991,220	17,810,097	1,989,903	89.9%	
自由民主党 新しい千代田	7,200,000	7,200,000	0	0	0	32,692	0	18,577	2,143	0	0	0	5,713,978	1,484,730	7,200,000	0	100.0%	
日本共産党区議団 ※預金利息を含む。	5,400,000	5,400,000	42,900	0	68,500	372,000	0	3,489,779	148,044	0	215,831	266,976	0	787,320	5,391,350	8,650 +預金利息7	99.8%	
千代田を結ぐ会・立憲	3,600,000	3,600,000	860,440	0	89,990	1,247,339	17,440	1,222,522	101,615	0	64,400	0	0	287,610	3,600,000	0	100.0%	
公明党議員団 ※	3,600,000	1,800,000	0	4,379	62,310	346,123	48,748	354,317	57,991	0	48,881	0	0	272,224	1,194,973	605,027	33.2%	
ちよだの声	1,800,000	1,800,000	662,250	2,000	226,448	302,004	3,390	507,999	64,615	0	35,039	0	0	1,803,745	1,800,000	0	100.0%	
立憲民主党 新生ちよだ	1,800,000	1,800,000	46,960	0	340	199,790	0	31,072	6,285	0	46,764	0	0	331,211	1,468,789	0	18.4%	
千代田至誠会 ※申請なし	1,800,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	
合計	45,000,000	41,400,000	1,612,550	127,549	993,000	7,677,092	589,048	14,811,325	995,212	0	779,908	552,096	5,713,978	3,823,104	37,327,624	4,072,376	83.0%	

※公明党議員団…第1-2四半期分を交付申請、第3四半期以降は申請なし。千代田至誠会…交付申請なし。
【実交付額欄】会派からの申請により交付した額 【執行率(D)】予算上の交付額(A)と執行額(b)で算出

会 派 届 一 覧

令和元年5月28日現在

会 派 名	略 称	役 職 名	氏 名
千代田区議会 自由民主党	自 民	幹 事 長	林 則 行
		幹 事 長 代 行	内 田 直 之
		副 幹 事 長	小 林 や す お
		副 幹 事 長	山 田 丈 夫
		幹 事	う が い 友 義
		政 務 調 査 会 長	は や お 恭 一
		経 理 責 任 者	山 田 丈 夫
			小 林 た か や
			桜 井 た だ し
			河 合 良 郎
			嶋 崎 秀 彦
			た か ざ わ 秀 行
			永 田 壮 一
	池 田 と も の り		
	西 岡 め ぐ み		
日本共産党区議団	共 産	幹 事 長	木 村 正 明
		経 理 責 任 者	飯 島 和 子 牛 尾 こ う じ ろ う
公明党議員団	公 明	幹 事 長	米 田 か ず や
		経 理 責 任 者	大 串 ひ ろ や す
千代田を紡ぐ会	紡ぐ会	代表（経理責任者）	長 谷 川 み え こ
ちよだの声	声	幹事長（経理責任者）	小 枝 す み 子
立憲民主党 新生ちよだ	立 民	幹事長（経理責任者）	岩 田 か ず ひ と
立憲政策フォーラム	立 憲	幹事長（経理責任者）	岩 佐 り よ う 子
都民ファーストの会 千代田区議会	都ファ	代表（経理責任者）	小 野 な り こ
千代田至誠会	至誠会	幹事長（経理責任者）	秋 谷 こ う き

